

水道料金変遷

給水種別	給水開始当時	昭2年4月	昭21年4月	昭22年4月	昭22年9月	昭23年4月	昭23年11月	昭24年4月	昭26年9月
放任専用栓	1.00	1.20	3.60	5.40	15.00	20.00	30.00	40.00	80.00
計量専用栓	1.20	—	3.00	4.50	13.50	18.00	27.00	36.00	40.00
公設共用栓	0.30	—	1.00	1.50	4.50	6.00	9.00	12.00	25.00
私設共用栓	0.30	—	1.00	1.50	4.50	6.00	9.00	12.00	25.00

注 放任専用と共用栓は1戸5人迄の1カ月の料金を示した5人以上1人毎の料金は支栓や牛馬や浴室の料金は含んでいない。
計量栓は普通営業用の1カ月の最低料金を示した。

昭和31年3月改正 (1カ月につき)

● 放任専用栓 (メーター器のない家庭)

1戸5人まで 160円、以上増すごとに20円。
支栓1個につき30円、牛馬1頭につき30円。
浴そう1個につき40円。

● 計量専用栓 (メーター器を備えた家庭)

家事用・官公署・学校・病院用	10m ³	80円	超過1m ³ につき	7円
営業用	10m ³	80円	〃	7円
公益若しくは慈善事業	10m ³	70円	〃	4円
湯屋業用	200m ³	980円	〃	4円
庭園及び臨時用	10m ³	120円	〃	10円

● 共用栓 (屋外の蛇口を数戸で使用)

1戸1カ月基本水量	5m ³	40円	超過1m ³ につき	4円
-----------	-----------------	-----	-----------------------	----

昭和31年度・32年度2カ年計画で全戸計量制としてメーターを取付ける。

昭和32年4月1日改正 (1カ月につき)

共用栓	1戸5m ³	60円	超過1m ³ につき	6円
家事用	10m ³	100円	〃	10円
営業用	20m ³	240円	〃	12円
湯屋業用	200m ³	1,000円	〃	5円

官公署・学校・病院用	20m ³	200円	〃	10円
工業用	40m ³	480円	〃	12円
娯楽用	5m ³	250円	〃	50円
工事・その他・臨時用	1m ³	100円	〃	100円

昭和36年1月改正

営業用	20m ³	240円	超過1m ³ 12円	ただし40m ³ を超えるものについては1m ³ 10円
工業用	40m ³	480円	〃 12円	〃

昭和41年4月改正 (1カ月につき)

家事用	10m ³	150円	超過1m ³ につき	15円
営業・工業用	10m ³	150円	超過1m ³ 18円	ただし5,000m ³ を超えるものについては1m ³ 15円
浴場営業用	200m ³	1,500円	超過1m ³ につき	7円
官公署・学校・病院用	20m ³	300円	〃	15円
臨時用	10m ³	300円	〃	30円
連合用	20m ³	300円	〃	15円

昭和43年1月改正 (1カ月につき)

営業・工業用	10m ³	150円	超過1m ³ 18円	ただし5,000m ³ を超えるものについては1m ³ 13円
--------	------------------	------	-----------------------	---

現有施設 (47年3月31日)

配水池	3池	有効容量 1,650m ³
導水管	3,484m	径 350mm~100mm
送水管	800m	径 150mm
配水管	30,392m	径 300mm~75mm
制水弁	96基	径 350mm~75mm
空気弁	4基	径 25mm~13mm
消火栓	128基	(地上 350 基・地下 250 基)
取水施設	湧水 7,500m ³ /日・伏流水 2,000m ³ /日	
ポンプ設備	導水 2台 送水 2台	
滅菌装置	3台	